

平成14年2月14日

長岡京市長 今井民雄 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 中 島 茂 樹

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成13年12月20日付け13長企市第61号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について、意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 情報公開制度の運用に関する事項
 - (1) 文書不存在に伴う決定について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 3 - 1	答 申 日	平成14年2月14日
審 議 件 名	[情報公開制度の運用に関する事項] 文書不存在に伴う決定について		
審 議 日	平成13年12月20日		
内 容			
<p>長岡京市においては情報公開請求された文書自体が存在しない場合、情報公開事務取扱要綱第5-1-(2)に基づき、「却下」決定を行っている。</p> <p>本件は、情報公開請求に対し文書不存在による「却下決定」処分を受けた請求者から、「却下」という用語は時代錯誤的で情報公開の理念に反しているという抗議を受けたことに対して、「却下」という用語が市民サービスの観点から見て適切かどうか、情報公開制度の運用に関する事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>情報公開請求を受理するにあたっては、請求者が知りたい情報を十分に聴取し、対象公文書を特定する必要がある。特定する段階でその文書の不存在が判明した場合は、文書が存在しない理由を明確に示した上で請求の取り下げを求めるとともに、請求者が知りたい情報に類似した文書や知りたい情報を入手できる手立てを案内するなど、付加的なサービスを行い請求者の利便を図ることが必要である。</p> <p>また、請求者が多忙である場合など、郵送や代理人による請求を受理した場合には十分なコミュニケーションがとれないままに処分決定を行わざるを得ないケースも起こりうるが、その場合であっても窓口対応と同様に市民にとってわかりやすく納得できる文書の作成が求められる。</p> <p>文書不存在に伴う決定については学説上の定説もなく、京都府内の自治体でもその対応は様々である。「却下」という用語についても、市民の受け止め方は一様ではなく、本審議会においても「却下」という用語の使用を否定するものではないが、全国の先進自治体の事例を研究し、より市民にわかりやすく抵抗感のない用語の使用に努めるとともに、いかなる処分決定を行う際にも市の「説明責任」を全うするような通知書の記載方法や対応を要望するものである。</p>			